

## こどもまんなか実行計画 2026 の策定に向けた意見書

## こども家庭審議会の各分科会・部会からの意見について

1. 基本政策部会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 子ども・子育て支援等分科会・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
3. 児童福祉文化分科会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
4. 成育医療等分科会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
5. 幼児期までのこどもの育ち部会・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
6. こどもの居場所部会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
7. 科学技術部会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
8. 社会的養育・家庭支援部会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
9. 児童虐待防止対策部会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
10. 障害児支援部会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
11. こどもの貧困対策・ひとり親家庭支援部会・・・・・・・・・・ 34
12. 基本政策部会　こども・若者参画及び意見反映専門委員会・・・ 38

令和8年6月5日  
基本政策部会

## 1. こどもと子育てに関わるものの幸せな状態（ウェルビーイング）の実現に関する意見

○ウェルビーイングの実現に関する表現について

- ・ウェルビーイングの向上と少子化対策のところ、「車の両輪として」という表現について、こどものウェルビーイングの向上は少子化対策の基盤であり、相互に関連するというような表現を行ってはどうか。
- ・こどもの自己肯定感とこども自身が主体的に自身にとって幸せな状態を実現するというこどものウェルビーイングについて、こどもの権利主体ということで、主体性ということは記載いただきたい。
- ・「自身にとって幸せな状態（ウェルビーイング）」について、こどもに対する対策でのウェルビーイングを考えるとときには、今のウェルビーイングと将来のウェルビーイングの両方が非常に重要だと考えられる。今が楽しいというだけではなかなか本当の意味でのウェルビーイングは実現しづらい。例えば努力等により、将来の夢に向かうためのキャリア支援も含まれている概念だとみられるので、ここに例えば「現在と将来にわたっての」などの表現を入れていただきたい。
- ・基本政策部会以外の分科会・部会でも親のウェルビーイングの実現も重要ではないかという指摘がなされている。こども大綱には「子育て当事者である親を含めた保護者」という表現があるので、親もしっかり含んでいるということが伝わるような表現とした方がよい。

## 2. こども・若者の社会参画・意見反映に関する意見

○こども・若者の社会参画・意見反映の手法について

- ・基本政策部会の下にある意見反映専門委員会の中では、こども・若者が自分たちの意見が、実際の施策でどのように実現されたかを大事にしている。そろそろ意見を施策の中で具体的に反映したのだという成果物をできれば2026年の間になにか作るべきではないかと考える。
- ・意見反映専門委員会の意見書にあるように、専門委員の中には地方出身の高校生委員がいる。特に地方の参加機会の拡大についても検討いただきたい。
- ・若者の意見反映の在り方が徐々に制度化してきている。単に聴けばいいとか、あるいは聴いた意見を反映するように努力していただくだけでなく、どうすればより若者のニーズが反映していけるのかにつきまして不断の努力が必要であると考えているため、実行計画にも記載を盛り込んでいただきたい。
- ・こどもの声を聴く取組について、アウトリーチで、こどもたちが暮らす場の文脈に出かけられて聴くというような試みもなされていきました。ぜひその手法について引

き続きご検討いただきたい。

### 3. 「こどもまんなか」の実現に向けた EBPM に関する意見

#### ○こども政策の検証・評価と効果の打ち出し方について

- ・「中長期的課題と更なる取組」に関連する点につき、適切なデータを基にした研究値が政策の立案やモニタリング等をサポートするということは非常に重要である。
- ・数値指標について、モニタリングするということも非常に重要だと思われる一方で、挙げられた諸施策は、効果の面で即効性はないかもしれないが、次第に効果を上げる可能性もあり、そうした政策が存在すること自体が社会的に意味があると認識され、社会の当たり前を捉え直していく力や、セーフティーネットとして重要な面がある。EBPM のスキームにのっとって検証していくということは、今は避けて通れないことだが、そうした政策であるということとを共有していきながら、これに向き合っていくということも同時に必要なのではないか。
- ・こども政策の効果は、目に見えてはそもそも出現しにくい面がある。とりわけこどもが成長してから発現するものもあり、劇的な変化をもたらされるような政策ではないが、重要どころが強調されるよう委員としてきちんと主張する必要があると強く感じられる。

### 4. 健やかで質の高い成育環境の提供に関する意見

#### ○青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備について(生成AIの影響の視点等)

- ・インターネット利用の部分について、現状議論されているリスク評価と公表という方向性には賛同するが、このリスクをどう評価するかについて、こどもや、子育て当事者、保護者の声をぜひ調査の上、反映していただきたい。
- ・全体を通して AI のことは今のこどもや若者を考える上では不可欠ではないか。こどもや若者政策にとって非常に重要な点は、AI がキャリアに取って代わってしまうのではないかという不安にある。例えば雇用やキャリアの支援に関して希望が持てるような状態にするなどの、生成 AI と雇用の関係についても言及があったほうがよいのではないか。
- ・若者が希望を持ち選択を実現できる環境の整備として、AI 社会の中でキャリアをどう実現し守るか、若い人の積極的な雇用やキャリアアップをどう考えるのかという視点を入れておいたほうがよいのではないか。
- ・AI やインターネットの依存の問題に関し、人間関係の形成や社会性についてといったメンタル面で悪影響を与え得るという研究も出始めているので、この箇所の表現は踏み込んでもいいのではないか。
- ・生成 AI への向き合い方について、人との愛着形成ももちろんのこと、生成 AI のメリット、デメリットにも触れながら、若者の将来の選択、将来設計についても生成 AI を含めて言及していただきたい。

- ・生成 AI に関して、例えば生成 AI を親友だと思えるような経験がある人は、生成 AI への感情的な依存が高い傾向がある。また、そうした人は、孤独感も高い傾向がある。生成 AI とこどもとの関係についての検討を進めるといふ表現を付け加えていただきたい。
- ・生成 AI は、社会構造を大きく変えていくものである。それによって若者が一番影響を受けやすく、かつ、脆弱な存在であるという点も書き込んでいただくと大変ありがたい。
- ・生成 AI の関係で、文部科学省を含め関係省庁と連携して取り組んでほしい。
- ・生成 AI についてはしっかり厚く記述するとともに、それが今の若者やこどもに対してどのような影響を与えるか、まだ不明なところもあるので、しっかり調査をしていくべきである。

#### ○誰もが安心して妊娠・出産・子育てできる環境の整備について

- ・「プレコンセプションケア推進5か年計画」に関して、プレコンセプションケアの推進に当たっては、健康やサービス提供の観点のみならず、性と生殖に関する健康と権利 (Sexual and Reproductive Health and Rights) の観点を踏まえながら、体の自己決定や性的同意、多様な性の在り方、家族の在り方の尊重、ジェンダーの部分、ライフデザインの尊重など、若者を含む幅広い世代に関係する要素を入れる必要があると思う。

命の安全教育が十分に行われていない中で、更にプレコンを進めることとなれば、実際に行われる場面が少ない状況が生じるのではないかと考えられる。しっかり取組を進めていただきたく、地域の差があり、教員をはじめ自治体の理解が十分でない領域でもあるので、より一層取り組んでいただきたい。

さらに、結婚、妊娠、出産、中絶、避妊など、性と生殖に関する健康と権利についてのテーマに関しては、政策的に依然自己決定できないのが日本の状況であり、取組を進めていく必要があると考える。

- ・2030 年の見込みとなっているつわり薬の販売について、国内承認プロセスの加速をこども家庭庁から働きかけ、前倒ししていただきたい。

生理休暇は労働基準法上認められているものの、つわり休暇は存在せず、第二子に踏み切れない一番の理由がつわりという意見がよく聞かれるため、つわり休暇の法制化に向けた検討もをぜひ進めていただきたい。

#### ○こどものための体験機会の提供の視点について

- ・体験活動に関する記述の中で、特に現在、課題となっているのは、情報の不足している層や無関心層にこういう体験活動にいかに関心を持ってもらうのかであり、その点をきちんと記載していることは、非常にありがたい。

あわせて、体験の場や機会とこどもたちとのマッチングも課題の一つになっており、視点として記載いただきたい。

#### ○子育てしやすく支えのある環境づくり・少子化対策に係るこども家庭庁の役割について

- ・少子化対策については、働き方の効率化が大切だと思われる。働き方の効率化のために、ぜひ子ども家庭庁には司令塔として機能していただきたい。
- 学童期・思春期の多様な学びと成長機会の保障と食の確保の視点について
- ・子どもの成育環境については、まずしっかりと栄養の取れる食事ができるということがベースである。子育て支援ではなく、子どもが健やかに育つための食の確保、十分に健康を維持できる食の確保という視点で書かれるべきではないか。

## **5. 困難な状況にある子どもたちのニーズ発見と地域一体の支援に関する意見**

- 虐待防止対策の強化（相談体制の連携等）について
- ・親子のための相談 LINE について、軽度の子育ての悩みから緊急の介入を要する重度のケースまで、グラデーション的に窓口として受け止められる設計を検討していただきたい。
  - ・子ども・若者総合相談センターと、子ども家庭センターや児童相談所とのつながりが弱いと感じており、子ども・若者総合相談の場所と子ども家庭センターとの連携は喫緊に行うべきではないか。
- 障害児支援体制の強化、地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進等の視点について
- ・「包容（インクルージョン）」について、周縁化されている状況に学ぶという構図が表現されるとよりよい。特に生きづらさを感じる子どもたちの状況や子育ての大変さから学ぶことで、状況がはっきりすると考えられる。

## **6. こども施策の共通の基盤となる取組及び施策の推進体制等に関する意見**

- こどもを支えるおとなたちへの支援について（処遇改善、質の向上等）
- ・持続可能な体制整備だけでなく、働き方の見直し等による働き手のウェルビーイングの観点で記載していただくということが重要である。
  - ・子ども・若者支援人材バンクについて、実際に児童養護施設や児童相談所を訪ねると、人材を集めることにすごく苦勞されている。そして、自治体間で奪い合いが起きているということもある。人材について、こどもを支える大人への支援ということが書かれているが、これも急いでやるべきことではないか。
  - ・学童の内容の充実や質の向上、また、それを図っていくためには、そこで子どもたちを支援していく支援者、教育者の質の向上といったことも必要になってくるので、それらの観点も入れていただきたい。
  - ・保育士・幼稚園教諭の処遇改善や環境整備について、処遇改善だけではなく、民間企業に就職して、数年後、再度保育士となることにつながる仕掛けづくりに力を入れなければ、優秀な保育士に仕事を続けてもらうことが難しい。
- こども施策や子育て支援策等の広報啓発の推進について（「伝える広報」から「伝わる広報」への転換等）
- ・「こども施策や子育て支援策等の広報啓発の推進」の手法について当事者目線で具

体的施策へ反映することが求められる。国がどれほど手厚い制度を作っても、それを必要とする当事者が存在を知り、活用できなければ、その制度は存在しないのと同じである。「伝える（情報を出す）」ことだけではなく、「伝わる（相手に届き、理解される）」ことが大切である。待っているだけでは、孤立している子どもには届かないため、学校のタブレット端末、SNS 広告など、子ども・若者が日常的に目にする生活動線への情報配置を考慮していただきたい。

- ・「助けて」と言いづらい雰囲気、制度を利用することへの「引け目」を感じさせないことも必要。伝わる広報に関する記載に基づき、ぜひ実効性のある施策を講じていただきたい。
- ・広報・発信、情報の届け方について、子どもの頃に必要な情報や活用可能な情報がなかなか届かなかった。当事者目線で情報を届けてほしい。
- ・情報の届け方で、伝わる広報に切り替え、なるべく端的に的確な情報も大切だが、正確な情報が届くかという観点から、誤情報の拡大防止だけでなく、双方向性や既存施策を受け取る側の疑問点への言及も重視していただきたい。

## 7. その他

- ・「はじめの 100 か月の育ちビジョン」の中で、子どもまんなか社会で育った子どもが、また子どもまんなか社会を支える大人としていくという循環型の社会のイメージを打ち出している。子どもがまんなか社会で子どもとして大事にされ、主体的に参画することによって、また次の世代へ未来をつくっていくという、中長期的な世代間での継承について記載されるとよいのではないか。
- ・「若者」、「青少年」、「子ども」等の様々な用語で同じ年代層を指しており、統一するか、又は注記を入れるべきではないか。
- ・「失敗」との表現があるが、「いつでも再挑戦できる」等の表現に書き換えることができないか。失敗してもいつでも再挑戦でき、サポートが得られるという環境がとても必要ではないか。
- ・子どもたちが施策の状況を知ることも重要と考える。子どもまんなか実行計画を分かりやすくしたものを作成することや、取組状況の周知、広報の工夫、各地方公共団体での取組について考えるべき。過疎地域では、まだまだ子ども・若者施策への理解が足りていないと感じる部分もあり、より多くの人に情報が届くよう工夫をしてほしい。

## 「子ども・子育て支援等分科会」における こどもまんなか実行計画 2026 の策定に関する主な意見

令和 8 年 5 月 8 日  
子ども・子育て支援等分科会

- 令和 8 年 3 月 18 日に開催した「第 14 回子ども・子育て支援等分科会」において、「こどもまんなか実行計画 2026」の策定について議論を行い、また、後日、同月 30 日に開催された「第 20 回基本政策部会」において示された「こどもまんなか実行計画 2026 骨子案」について追加の意見聴取を行いました。
  
- この中で委員からは、
  - ・ こどものウェルビーイングの実現とともに、親のウェルビーイングの実現が重要。共育ての観点から、官民一体となった取組が重要。
  - ・ 実行計画が将来的な少子化トレンドの反転にどのようなつながっていくか、方向性を示すことが必要。
  - ・ 保育・幼児教育、放課後の居場所、母子保健、こどもの安全安心確保を含めたこども・子育て施策の一層の充実を図るとともに、これら「こどもまんなか」の取組を支える人材の確保に向け、処遇の改善や、仕事の魅力発信を強化すべき。

などの意見がありました（詳細については別紙参照）。

- こどもまんなか実行計画 2026 の策定に当たり、上記を留意いただくようお願いします。

## 第14回 子ども・子育て支援等分科会及び追加意見聴取における主な意見

### ○総論

- ・ 少子化によって減少する需要や人材確保の困難性を踏まえ、それに見合った形で全体を収れんしていく方向で計画を整理することが重要。
- ・ 実行計画が将来的な少子化トレンドの反転にどのようなつながっていくか、方向性だけでも示すことが必要。
- ・ EBPMのために、中長期的にこどもの発達や親子の状況、それに関わる要因を多面的に追跡し、政策効果を検討することのできる学術的な研究の可能性を検討してほしい。小児から成人～老年期までの縦断的研究も推進いただきたい。
- ・ 「安心して子育てできる地域づくり」の観点も入れてほしい。
- ・ こども施策の質の確保には、人材の確保が不可欠。児童相談所や児童養護施設、保育所、幼稚園、放課後児童クラブなど、こども・子育て支援を担う方々の処遇改善を通じた人材確保に向けて、取組の強化をお願いする。

### ○今後の保育政策について

- ・ 人口減少の影響で保育所等の統廃合や規模の縮小が行われていく現状があるが、家庭的保育などの小規模保育を含め、それぞれのこどもや子育て家庭が、自分たちに合った保育施設を選べる持続可能な保育の整備をしてほしい。
- ・ 年度途中の待機児童数を正確に把握し、年度の途中でも保育所に入れる環境を実現してほしい。
- ・ 小規模保育施設の位置づけや期待される役割について明確化をお願いしたい。
- ・ 保育DXの導入により、保育園で処理する事務の負担軽減に期待している。
- ・ 国・県・市町村への同じような報告書類等は一本化するほか、DXによって簡素化できるものは省略する等の方策に取り組んでほしい。
- ・ 大人の都合よりも、こどもたちの育ちが大切にされる社会にしたい。大人の長時間労働にこどもの生活を合わせるのではなく、こどもの権利に即した検討をしてほしい。
- ・ 3歳未満児以下の子を持つ親に関しては短時間勤務の制度が義務化されているので、標準保育時間を短くするといったことにも踏み込んでほしい。
- ・ 標準保育時間を単に短くするだけではなく、企業や働き方のアップデートや、頼り先の拡充などを共に検討できることが望ましい。
- ・ 保育士・幼稚園教諭等の処遇改善に向けた取組について力強く記述してほしい、保育士等の仕事の魅力を若い人たちに情報発信してほしい。
- ・ 「安全で質の高いベビーシッターの利用促進」については、まずは安心・安全な保育サービスを利用できるようにすることが重要であり、何より、保育士の人材確保策を強化すべき。

- ・ 質の観点では、施設長の研修や施設長の資格にもしっかりと踏み込んでほしい。
- ・ こども誰でも通園制度の質の向上に向けて、保育補助者を含めた保育者の適正配置のあり方について検証を続けてほしい。
- ・ 子育て中の保育者の視点や声をこども政策の検討・実施に生かしてほしい。
- ・ 財政力の低い自治体に対し、公立保育所等の施設改修費への国庫支出を重点的に支援してほしい。

### ○3要領・指針の改定、架け橋期の教育等について

- ・ 3要領・指針の改定に際し、各種のこどもまんなか政策と紐づけていくことが重要。
- ・ 3要領・指針については一本化し、幼児教育に関わる者全てが同じ方向を向いて議論していけるようにしてほしい。
- ・ 3要領・指針に基づく環境を通した総合的な指導を考える上で、例えば、絵本の数、遊具の置き方などについて全国調査を行い、足りないところに支援をすることや、そこに対する課題を示すといった取組を検討し、保育環境の整備を確実に行うべき。
- ・ 100か月ビジョン地域コーディネーターと社会教育士の役割には重なる部分がある。両者を対象に架け橋期の研修を行うことで、省庁をまたがる取組が広がる。

### ○こども・子育て当事者のウェルビーイングについて

- ・ 共働き・共育ての推進や両立支援が重要な視点として示されているが、こどものウェルビーイングやインクルージョンという観点からも、在宅育児を選択する家庭への支援を政策の中で位置づけることも重要。
- ・ 「『実行計画2026』の原案作成に向けた方針」の中で、こどものウェルビーイングの実現を第一とする旨明記されたことは高く評価。
- ・ 親のウェルビーイングも重要。しっかりと親を支え、不安を解消し、願わくは追加出生意欲の低減を避けるといった取組がなされるとよい。
- ・ 長時間労働は少子化の要因にもつながっており、共育ての観点から、官民一体となった親子のウェルビーイングが実現できるような計画としてほしい。
- ・ 教育機関も含め、こどもが育つ環境において、小児期逆境体験、ACEsとPACEsといった観点がもう少し浸透していけば、社会的養護にたどり着く前でこどもたちがより健康に育つことができるのではないか。
- ・ ウェルビーイングの中でSNSとの関係を位置づけ、こどもや親に対しても、情報面でのウェルビーイングをしっかりと担保していくといった取組の視点もあるのではないか。
- ・ 社会インフラとなりつつあるSNSについて、正しい理解がないまま、こども・若

者が犯罪に巻き込まれることがないようにすべき。SNSには多くの利点もあり、安心・安全な活用の観点から、まずはSNSの功罪についてこどもたちの理解を促進することが重要。

- ・ 100か月ビジョンの地域コーディネーター向け研修プログラムを有識者を中心に検討し、全ての子育てセクターに浸透できるようなものとしてほしい。
- ・ 「質の高い育ち」の提供が経済格差に左右されないよう、豊かな体験ができる公共環境の整備を求める。その際、保育施設における付加的保育・付加的サービスの在り方についても留意が必要。

#### ○放課後児童クラブ等、居場所について

- ・ 放課後児童対策パッケージ2026では、さらなる待機児童の解消を掲げており、引き続き推進してほしい。
- ・ 人材不足の問題は、保育所等と同様に放課後児童クラブにおいてもある。更なる処遇改善や資質向上研修を進めてほしい。
- ・ 放課後児童クラブについて狭隘なスペースの解消や支援員の確保を進め、こどもがストレスなく過ごせる環境と、個々に寄り添える人員配置を保障するための強力な支援を求める
- ・ こどもの居場所の充実に向けて、更なる学校施設活用に向けた自治体への情報提供を引き続きお願いしたい。
- ・ 乳幼児期も児童館は親子を支えている。この時期の子育て支援において、児童館もぜひ活用してもらえよう、引き続きの支援をお願いする。

#### ○母子保健について

- ・ 出産・妊婦健診の費用負担軽減に加えて、妊娠の確定診断についても費用負担が軽減されることを期待。
- ・ 結婚したが出産に踏み切れないという声もあるところ、卵子凍結のほか、受精卵凍結の費用負担の軽減を検討することも考えられないか。
- ・ 産後ケアについて、利用率が低い間だけでも低価格で利用できるようにしてほしい。
- ・ 母子保健のDXや電子版の母子健康手帳について、今後も進めていってほしい。
- ・ 予期せぬ妊娠に直面した若年層について、母子を確実に保護する環境を地域差なく整備してほしい。

#### ○民間企業等との連携の推進等について

- ・ 家庭の状況に応じた子育ての選択ができるよう、育児休業を3歳まで取得できるような環境についても検討の余地があるのではないか。
- ・ 民間企業との連携、官民連携の取組の推進について、企業に新たな義務や制約を

課すのではなく、あくまでも自主的な取組を支援する方向で検討してほしい。

- 男性の育休取得率は4割と大きく伸ばしたが、父母間の情報格差や家事負担の乖離が残る限り、真の両立支援とは言えない。父親向けの情報発信経路を拡大し、母親依存を脱することや、企業規模や地域差による支援ギャップを埋めることが不可欠。
- 共働き世帯では父親参画が進む一方で、専業主婦の世帯では育児は母親中心という固定観念が色濃く残っている。働き方にかかわらず父親も育児の主体という社会的合意をさらに形成するために、行政広報、両親学級、地域の子育て支援拠点や企業内研修など、あらゆるタッチポイント、固定的性別役割分担意識の解消を一貫して発信ほしい。
- 企業が子育て支援に取り組むことが企業の業績向上に寄与しているというデータを国として強く発信してほしい。
- 1日の時間の使い方について、男性は就労の時間が長く、女性は家事関連時間が長い。この格差をどのように是正していくか検討してほしい。
- 働く親、そして、企業・団体とともに子どもまんなか社会をつくっていく、このストーリーの下に各種政策を統合できるよう検討してほしい。
- 安定した雇用の確保・維持を通じて生活の基盤をしっかりと支えること、固定的性別役割分担意識からの脱却、さらには働き方改革の推進などにより、子育て世代だけでなく、若い世代も含め、誰もが将来に希望を抱くことができ、仕事と生活の両立を図ることが可能な社会を構築し、子育てしやすい社会だと実感できるようにすることが重要。
- 雇用の約7割（三大都市圏を除くと約9割）を占める中小企業の積極的な参画が必要であり、中小企業の「納得」を得るため、説明を尽くしてほしい。

## ○その他

- 行政や学校と子育て家庭との距離を埋める地域のコミュニティーの取組を支えるということも一つの手法ではないか。
- 若い方への情報発信が弱く、高校生レベルから、行政や施策についての教育をしていくことや、若い方向けのメディアでの広報戦略も大事。
- 子ども・子育て支援金について、制度開始後に混乱が起きないように、しっかりと周知・広報を継続してほしい。
- 子どもまんなか実行計画2025には、ひとり親家庭の支援や医療的ケア児支援、多様かつ複合的な困難に直面している子どもへの支援などが盛り込まれており、いずれも重要な施策だった。同時に、こうした施策を地域で担う方への支援も重要であり、地域の現場が疲弊しないように、国として財源確保も含めた支援を要望する。
- 細分化された施策を、当事者目線から再構築する必要性を日頃から感じている。

同じ方が行っているが、制度はばらばらということもあるので、整理してほしい。

- こども施策の評価・検証に当たっては、費用対効果などの観点を明示すべき。
- 「青少年がインターネットを安心して利用できる環境の整備」は重要だが、「いつでもどこでも、安心してこどもが過ごせる環境づくり」を急務として進めてほしい。
- こども性暴力防止法の施行に伴い、こどもが自分を守るための教育・啓発を強化してほしい
- こどもの権利を実効的に守るため、独立した権限を持つ「こどもオンブズマン制度」の設置を改めて検討してほしい。
- いじめ防止対策・不登校対策とこどもの自殺対策は記述を関連させるべき。また、オーバードーズの問題についても記述できないか。

## 「こどもまんなか実行計画 2026」の策定に向けた意見書

児童福祉文化分科会

- 「児童福祉文化財の推進」については、「こどもまんなか実行計画 2025」第2章の1(2)に記載があるところ、「こどもまんなか実行計画 2026」の策定に向けても、「こどもの道徳、情操等を向上させ、こどもの健全な育成に関する知識を広めることに積極的な効果を持つ児童福祉文化財の意義をしっかりと位置付けておくことは重要であるので、児童福祉文化財の推進にかかる記述を入れていただく方向で調整を進めてほしい」とのご意見があった。
- また、児童福祉文化財のうち、舞台芸術部門の作品にかかる新規事業である「優良児童劇等公演事業」の実施について、文化財に触れる機会の少ない地方のこどもたちの情操の向上や体験格差の是正を図るためにも、ぜひ推進してほしいのご意見があった。
- 「こどもまんなか実行計画 2026」の策定に当たり、上記を留意いただくようお願いしたい。

令和8年5月8日 こども家庭審議会 基本政策部会  
「こどもまんなか実行計画 2026」の策定に向けた意見書

成育医療等分科会

- 令和8年3月6日に開催した「成育医療等分科会（第8回）」において、母子保健関連施策を中心に、「こどもまんなか実行計画 2026」の策定等に向けた議論を実施。委員から主に別添の意見が示された。
- 「こどもまんなか実行計画 2026」の策定や、当該実行計画に基づく具体的な施策の推進にあたり、これらの意見の趣旨を十分踏まえていただくことで、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を一層充実させていただきたい。

## 「こどもまんなか実行計画 2026」の策定に向けた 成育医療等分科会（第8回）における主な意見

### （プレコンセプションケア）

- ・ こどもまんなか実行計画の目指す方向性では、若年層に向けた取り組みについて、「発達段階に応じて、適切に正しい知識を習得することが必要」と記載されているが、従来から学校では「正しい知識の理解」にとどまるのではなく、子供たちが適切な意思決定と行動選択ができることというところまで目標としているため、そのような記載としてはどうか。
- ・ プレコンセプションケアは、学校教育が行っている生命、人格、人権の尊重の上に立っている考え方である、ということを発信してほしい。
- ・ 今後も将来を見据えた健康管理に関する健康課題については、社会全体で取り組むべき課題として、個々の状況に応じた支援や指導を提供できる体制の構築を検討する必要がある。
- ・ 自治体の若年健診等を活用し、その中で妊娠を前提にしないプレコンセプションケアを組み込んでどうか。次の妊娠を促すものではなく、栄養、慢性疾患管理、メンタルヘルスなど、生涯にわたる健康を整える視点を届ける機会とすることが重要。
- ・ 性に対する知識や、自分をどのようにコントロールしていくかというところが非常に重要であり、学校教育と産科医療機関との間で連携して、具体的な個別指導やケアを続けていきたいことから、このようなニュアンスを入れていただきたい。

### （産後ケア）

- ・ 産後ケア事業は一般的な支援のみで完結するものではないことから、母子保健事業や地域の子育て支援機関へ確実につなぐための入口として位置付けていただきたい。
- ・ 妊産婦の自殺の背景には産後うつが大きな要因の一つとして存在しており、こうした状況をいかに早期に把握していくかが大きな課題である。このため、産後ケア事業を入口として位置付け、産後1年程度までは積極的に母親のメンタルヘルスを注視する体制が必要ではないか。
- ・ 産後ケアはその後の支援の入り口となるため、その後も長期の支援を準備することが重要であることが伝わるように記載いただきたい。
- ・ 産前産後の支援の充実と体制強化について、当事者からは、「利用したいが予約が多くすぐに利用できない」「回数制限により十分に利用できない」といった声がある。受け皿となる支援として、産前産後ヘルパー事業や、ショートレスパイト等でも利用できる一時預かり事業の利便性向上など、地域の産前産後支援サービスと一体的に充実させる旨の記載を追記してはどうか。

#### (妊娠期からの切れ目のない支援)

- ・ 妊娠期から乳幼児期にかけては様々な支援制度が存在するが、所管課や事業の縦割りにより支援が十分につながっていない場合がある。「はじめの 100 か月の育ちビジョン」においても、こどもが幸せな状態で過ごすためには切れ目のない支援が必要とされていることから、この点についてより具体的な記載を検討いただきたい。
- ・ 乳児期のこどもにとって愛着形成や親子の絆づくりが重要であり、その上で養育者をどのように支援するかといった視点を明確にしていきたい。
- ・ 出産・育児・産後ケア等について、世代間や地域などによる格差が生じないように、母親だけではなく、父親や里帰り先の家族等を含めた子育て支援者に対しても、正しい情報を共有できるよう、情報提供・発信の在り方を検討いただきたい。
- ・ いじめや不登校の問題は家族の負担も少なくないため、家族支援についても重要。
- ・ こどもの成長にとっては親や家族は基本的に重要な環境。親や家族を支援する施策についてもう少し具体的な記述を入れていただきたい。
- ・ 要支援妊産婦・要支援児童を包括的・継続的に支援していくためにこども家庭センターの機能強化を進めるとともに、データ連携基盤については、早期把握だけでなく、継続的支援やフォローアップのためにも活用していただきたい。

#### (CDR)

- ・ CDR の制度化を迅速に進めていただきたい。

#### (DX)

- ・ 母子保健 DX を通じて、標準項目を示すことは有益である一方で、その項目のみを実施すればよいという誤解が生じ、自治体の柔軟な対応が縮小されることを危惧しているため、また、DX は標準化そのものが目的とならないことが重要。
- ・ デジタル化や DX、ICT、SNS 相談等、どのように質を担保した DX を進めていくのかという点がわかるように記載に盛り込んでいただきたい。
- ・ AI の台頭に伴い、保護者の相談行動も大きく変化してきている。このような背景を踏まえた記載が計画の中に盛り込まれるべき。
- ・ 手続や内容の簡素化や補助金統合は、地方自治体だけでなく、利用者や事業者にとっての負担を軽減するためにも大変重要。

#### (その他)

- ・ こどもの権利条約に関連して、人権を担保する独立機関の設置について、本計画に盛り込まれるのか。
- ・ 晩婚化が進む中で、高齢出産への対応が手厚くなる一方、20 代の子育て支援は相対的に薄い印象がある。例えば、大学生や大学院生が学業を継続しながら子育てできる環境整備として、学内保育や経済的支援の拡充などが必要ではないか。
- ・ インターネットやスマホがこどもの成長に様々な影響を与えることが問題であるため、こ

どものインターネットやIT機器の使い方についても記載に盛り込むべき。

- 地域における障害者支援体制の強化について、学校歯科医だけでなく、地域の歯科医師や歯科衛生士など、複数名で対応できるような環境整備が必要。
- 一時保護された子ども達の健康状態の把握について、歯科的所見も重要であり、一時保護所での歯科健診や歯科保健指導が実施されていくよう、地域の歯科医師会との調整、人材育成等の環境整備が重要。
- 18歳以降の若者の口腔健康管理について、歯周病発症のリスクは若い頃からあるため、大学等での歯科健診制度の整備が重要。
- AMED研究等について、小児から成人期、老年期まで一貫した縦断的研究についても重要。
- こども家庭庁の計画であることから、「働き手」がいなくなるという人口減少地域だけではなく、「小児」の人口減少地域における対策を示す必要があるのではないか。

「こどもまんなか実行計画 2026」の策定に向けた意見書

幼児期までのこどもの育ち部会

- 令和8年2月24日～3月5日に開催した「幼児期までのこどもの育ち部会（第14回）」（持ち回り）において、「はじめの100か月の育ちビジョン」の関連施策を中心に、「こどもまんなか実行計画 2026」の策定等に向けた検討を実施。委員から主に別添の意見が示された。
- これらの意見はいずれも、「はじめの100か月の育ちビジョン」の理念や基本的な考え方を踏まえ、全てのこどもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」の育ちを、社会全体の全ての関係者が連携して切れ目なく支援・応援していくために、必要と考えられる取組の方向性を幅広く示したものである。
- 「こどもまんなか実行計画 2026」の策定や、当該実行計画に基づく具体的な施策の推進にあたり、これらの意見の趣旨を十分踏まえていただくことで、全てのこどもの「はじめの100か月」の育ちを支援・応援するための取組を一層充実していただきたい。

**【幼児期までのこどもの育ち部会（第14回）における主な意見】**  
**※現行の「こどもまんなか実行計画2025」の関係項目ごとに整理。**

○原案作成に向けた方針全体について

・個々のこどもや子育て家庭への支援の観点だけでなく、子育て家庭が安心して子育てできる地域づくりの観点を入れるべき。こども・若者、子育て家庭を受益者としてだけ見るのではなく、社会の担い手にもなれるといった視点がほしい。検討の切り口には、民間企業や団体に加え、市民団体やNPO法人等も入れてほしい。

**（2）未来を担うこども・若者へのより質の高い育ちの環境の提供と少子化対策の推進**

**I 妊娠・出産・幼児期の切れ目のない保健・医療の確保**

（妊婦健診・産前ケア）

- ・産前ケアへの計画が弱く感じるため、産前の居場所づくりやその後の支援につながるなど孤立を防ぐ仕組みが重要。
- ・妊娠・出産・子育て時にはすべての人が要支援者であるため、フィンランドのネウボラのように特定の専門職による伴走支援を行っていくべき。
- ・体罰禁止の意識調査を行った上で、産前講座や定期検診などで体罰禁止のさらなる浸透を目指すべき。
- ・妊婦健診及び出産の無償化を実現すると明記してほしい。

（乳幼児健診）

- ・5歳児健診を地域連携のハブとして位置づけ、こども家庭センター、教育相談機関、保育・教育機関などが連携して、こどもの状況に応じて適切な支援につなげる仕組みを整えることが重要。
- ・乳幼児健診では日常の食生活習慣を腸内環境の可視化から評価するべき。

（父親の参加）

- ・夫婦共に学ぶ産前講座を必修化すべき。
- ・家事育児の分担における夫婦間の意識の差、男性の産後うつの実態を踏まえ、父親の育児への参加促進のため、母親同様に妊娠期からの支援の強化が必要。

**II はじめの100か月の育ちの推進等**

- ・はじめの100か月の育ちビジョンにおける地域コーディネーターの養成について、モデル実施後の普及促進のために体制を整え、家庭支援の層を厚くする支援を継続すべき。
- ・はじめの100か月の育ちビジョンの地域コーディネーターの養成を広めつつ、基礎自治体等で持続可能な制度を継続されるべき。
- ・こどものウェルビーイングの実現のためには、妊娠期から乳幼児期、そして就学前までの支援が地域の中で切れ目なく、医療・保健・保育・教育・福祉などが連携し、子どもと家庭を包括的に支える体制を整えることが重要。
- ・科学的知見を活用というのであれば、アンケート調査による現状把握に留まらず一層深い調査を実施する必要がある。
- ・はじめの100か月の育ちビジョンの理念を踏まえ、若い世代とこども・子育て家庭を社会全体としてつなぐ政策として、乳幼児との触れ合い体験を明記するべき。

### Ⅲ 質の高い幼児教育・保育の推進

#### (要領・指針)

- ・3要領・指針については、どの施設類型の施設であっても質の高い教育が受けられるよう、また家庭教育がどのような状況であっても安定した保育が受けられ命や心が守られる仕組みが必要。
- ・遊びを通して学ぶ幼児教育の重要性を、保護者そして社会一般に広く理解されるような普及啓発が求められる。
- ・質の高い育ちを目指すためには、目標達成のメカニズムを科学的に理解した設計とすることが必要。
- ・将来的に幼児期の義務教育化を目指す方向性を記してほしい。

#### (処遇改善)

- ・保育士・幼稚園教諭の処遇のさらなる改善を期待。

#### (保育士の研修)

- ・保育士の研修時間を確保するための人員配置が必要。
- ・保育士等キャリアアップ研修について、架け橋プログラムに関する地域や学区ごとの研修・協議（架け橋期のカリキュラムの作成を検討する会議等）についても、保育士等キャリアアップ研修として実施できるような仕組みの検討をお願いしたい。
- ・保育士等キャリアアップ研修について、幼児期の終わりまでに育てほしい姿や架け橋プログラムの内容など、保育所保育指針等の改定に応じて更新すべき。
- ・保育士等キャリアアップ研修の研修方法については、対話的、協働的研修や往還型研修の増加も見られ、内容のみならず、研修方法の提示、グッドプラクティスの例示等なされるべきではないか。

- ・ こども家庭庁からの発信は「保育士等キャリアアップ研修」に偏って見えるため、市区町村の担当者が「民間幼稚園・認定こども園等キャリアアップ研修」の存在を認識できるよう普及啓発すべき。併せて、保育所だけではなく、私立幼稚園や認定こども園まで含め、施設類型によらず研修の環境整備を進めてほしい。また、キャリアアップ研修修了後も意欲をもって学び続ける制度の構築もしてほしい。

#### (こども誰でも通園制度)

- ・ こども誰でも通園制度は質を保証し家庭や子供にしっかりアプローチできる仕組みを望む。
- ・ こども誰でも通園制度をハイリスク層の保護者とこどもの情報を共有する自治体の体制・情報管理システム整備と連携させ、親子関係形成支援事業との連動など必要な支援へつなげるべき。
- ・ 園として地域の保護者の子育てが楽しくなるような支援を総合的に行っていくことが重要であるという打ち出しが重要。
- ・ こども誰でも通園制度の質の確保のため、保育者の保有資格・免許や人数配置、こどもの人数に対しての床面積等、実施体制と実体両方の調査と公表が必要。
- ・ 10時間では足りないため、時間数を増やし、保育士の配置について改善を望む。
- ・ こども誰でも通園制度の意義を明確に伝えるとともに、状況調査と好事例の発信により、現状と課題を明らかにすることが求められる。

#### IV地域ぐるみの子育て支援の強化・推進

- ・ 全国どの地域においても、必要な子育て家庭が地域子育て支援拠点事業を活用できる仕組みと財源の確保を望む。また、利用者支援事業のような、子育て家庭と地域の社会資源をつなぐコーディネーター機能の拡大を願う。
- ・ 医療、保育、教育、福祉などの関係機関の連携を図る上では、支援の必要性を関係機関と保護者が共有しながら、支援を進めていくことが重要。
- ・ 医療と教育の双方を理解して機関同士をつなぐ役割を担う地域コーディネーターやこども家庭センターの職員などの人材を活用し、医療、保育、教育、福祉などの地域連携を進めることが有効。
- ・ 地域子育て支援拠点事業を実施している住所を地図上で表示すれば、施設によって名称が異なったとしても利用者が混乱しなくていいのではないか。
- ・ 地域において子育て当事者が安全で安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、自宅、保育園・幼稚園の次の第三者の居場所で、地域の交流の輪を広げること、その際には電子版母子健康手帳等のデジタル技術も活用して孤独に陥らないように支援するべき。

#### VIIすべての子ども・若者たちの居場所の確保

- ・放課後児童クラブの量および質の一層の拡大・向上と放課後児童支援員の処遇の大きな改善が必要。
- ・困難に直面する子どもへの支援のため、行政の支援体制の整備と民間事業者との連携体制、支援充実のための計画を望む。
- ・「子ども・若者の意識と生活に関する調査」（令和5年度）の結果にある「安心できる場所があると思う子ども・若者の割合」や「どこかに助けてくれる人がいると思う子ども・若者の割合」を指標として盛り込めないか。
- ・食事の提供においても、腸内フローラを可視化し、どのような食事をどのような家庭環境の親子に届けるべきかを評価するべき。

### **IX働き方・仕事のあり方の強力な改革**

- ・男女間賃金差異の是正に向けた取組を進めることが重要である。
- ・長時間労働の是正、テレワーク、育児休業取得促進など多様な働き方を推進するとともに、女性管理職比率や男女間賃金差異への是正への結果が出ている会社への支援を行うべき。

### **X若い世代が自分の人生を選ぶためのライフデザイン設計**

- ・学童期から乳幼児との触れ合い体験の機会を増やし、社会全体が子供のことを理解した上で、自分のライフデザインが描けるような取り組みが必要。
- ・若い世代が主体的に人生を選択できるよう、キャリア形成、働き方、パートナーシップ、結婚・子育てなどを含めたライフキャリア全体を考えるライフデザイン支援を提供する。ライフデザイン教育やロールモデル交流、乳幼児触れ合い体験などの体験型プログラムを推進するとともに、プレコンセプションケアについても発達段階に応じた知識普及を図る、ことを記載すべき。
- ・プレコンセプションケアについて具体的な行動へ移すことを目指した指標の導入をするべき。たとえば、プレ妊活健診の受診率など。

## **(3)「こどもまんなか」の基礎となる環境づくりの更なる推進**

### **I こども・若者の社会参画・意見反映の推進**

- ・こども・若者の意見を聴くことの広報に加え、周知の方法や実際に意見を提示しやすい仕組みづくりも必要であり、意見のフィードバックまで必要であるが、各地方自治体での実態は様々なのでその把握と課題の整理が必要。
- ・こども・若者目線で細分化された施策を再構築・連携する際には、こども・若者に対してヒアリングを実施し、意見や改善点を探る積極的な対話が必要。

## **VIこども政策 DX の推進**

- ・DX 化を進めてプッシュ型の情報提供ができるようにするとともに、保育園や子育て支援などの利用にあたって、同じ情報を記入したり必要書類を出したりする必要がなくなるよう一元化して申請の負担を軽減してほしい。

以上

「こどもまんなか実行計画 2026」策定に向けた主な意見  
(こどもの居場所部会)

こどもの居場所づくりが目指す理念は、全てのこどもが、心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができるようにする(こども・若者のウェルビーイングを実現する)ことである。このため、課題のある・なしに関わらず、すべてのこども・若者の社会参加を支える役割を果たしつつ、課題がある場合には一人ひとりの状況に応じて早い段階で適切な支援につなぐことができるよう、誰一人取り残さないユニバーサルな居場所づくりに取り組むことが必要である。

こども・若者の居場所づくりを着実に進めるため、こどもまんなか実行計画 2026の策定にあたっては、こどもの居場所部会における以下の意見を十分に踏まえて行っていただくことを願います。

1. 自治体による主体的・計画的なこども・若者の居場所づくりを推進

- 全国の自治体に対し、自治体こども計画等にこども・若者の居場所づくりについて明記し、すべてのこども・若者が発達段階に応じ、切れ目なく居場所を見つけることができるよう、計画的に取り組みを進めていただくよう働きかける。
- 居場所づくりによってこどもや地域にどのような変化があったのかを、こども・若者のウェルビーイングの視点からモニタリングできる指標を作成することが、自治体が計画的にこども・若者の居場所づくりに取り組めるようにするために有効であるとの認識に基づき、全国の自治体に対し、こども・若者の居場所の分布状況や、そこでのこども・若者の過ごし方を把握することのできる調査ツール活用の啓発に努める。自治体による調査ツールの活用にあたっては、居場所提供者側の視点のみならず、こども・若者自身がその場所をどう感じているかという「当事者による評価」を重視する。
- 全国の自治体を対象として、こども・若者の居場所の分布状況に関する全国的な実態調査を実施する。また、実態調査の結果を具体的な施策につなげていく方法について検討する。

2. こども・若者の居場所づくりの促進と、活動を持続させることのできる支援体制の整備

- こども・若者の居場所づくりが、各地域において持続できるよう、部局間連携強化等を含め、自治体による支援体制の構築を促進する。その際、自治体の単独予算による実施だけでなく、多様な財源を組み合わせた持続可能な運営モデルを自治体に提示する。
- こども・若者の居場所となることを主たる目的として設置された場や関係性だけでなく、既存の施策・施設(児童館や公民館等の施設の活用や、社会福祉協議

会等との連携等)を積極的に利活用することで、こども・若者の居場所の確保に取り組む。

- こども・若者の居場所づくりをコーディネートする機能が重要であり、居場所づくりの取組をコーディネートする人材の配置や、児童館によるコーディネート機能の発揮を促す。単独でコーディネーターを配置するのが困難な小規模な自治体に対しては、都道府県による広域のコーディネート等により、地域格差が生じないように配慮する。

### 3. こども・若者の居場所づくりに関わる人材の確保・養成への支援

- 地域に多様なこども・若者の居場所を確保していくため、こども・若者の居場所づくりに関わる人だけでなく、結果としてこども・若者の居場所となっている場(Ex. フードコート、駅の待合室、公民館等)に関わる人々も対象として、こども・若者の居場所づくりの重要性の周知・啓発に取り組む。その際、こども・若者を『共に地域を形成する主体』として尊重する姿勢の構築を重視する。
- 実践者の養成やネットワークづくりに資する研修の実施等、個々の取組に留まらず、地域全体で取り組む構造をつくる方策を検討する。

### 4. 若者のユニバーサルな居場所づくりの推進

- おとなになっていく過程である「移行期」としての思春期・青年期に、安心して試行錯誤を繰り返すことができる環境を保障することの必要性は、コロナ禍を経てこれまで以上に増している。全国の自治体を対象として、思春期・青年期を対象とした居場所づくりの重要性を含め、こども・若者の居場所づくりに関する周知・啓発を行う。
- すべての若者に、その発達段階に応じた形で、安全・安心に試行錯誤を繰り返すことができる環境が保障されるよう、若者の居場所づくりの先進事例を収集し、効果的な取り組み方について検討を行う。その際、若者の生活実態を踏まえ、オンラインの居場所や、夜間の居場所等の重要性についても検討する。

令和8年3月18日～27日に開催した「科学技術部会（第14回）」において、科学技術関連施策を中心に、「こどもまんなか実行計画 2026」の策定等に向けた議論を実施した。

科学技術部会の所掌する事項について、委員から主に別添の意見が示された。なお、科学技術部会の所掌する事項以外の意見については、担当部局に情報共有した。

### 1. 総論

○海外では家庭形態にかかわらずこどもの幸福度が保たれている事例もあることから、家庭の形そのものではなく、環境の違いがこどものウェルビーイングに与える影響を分析し、政策立案に反映する視点が重要である。

○成育医療分野では、関係機関の連携を強化してライフコース全体にわたる科学的知見を統合し、政策に反映させることが求められる。とりわけ小児期から成人期、老年期までを一貫して捉える縦断的研究の基盤の整備は不可欠である。

○ライフコースを通じたPHRの活用による切れ目のない支援体制を整備するとともに、EBPMを基盤としつつ、歴史的背景や当事者のナラティブな知見を含む「総合知」に基づく政策判断の重要性を明示する必要がある。

### 2. プレコンセプションケア・妊娠・生殖補助医療・出産・産後

○プレコンセプションケアについては、早期からの適切な医療や支援につなげるため、若年期から成人期まで対応できるよう多診療科・多職種が連携したコンサルテーションの標準化を進めることが重要であり、生殖サイクル全体を通じた多職種連携によるメンタルヘルス対策が必要である。

○生殖補助医療については、就労や心理的負担の実態を踏まえた職場や社会全体の理解促進、出生前検査等における認証医療機関の情報提供や遺伝カウンセリングに基づく意思決定支援、卵子凍結等に係るデータの収集・分析や情報提供などの取組が重要である。

○産後ケア事業については、提供体制の拡充、栄養支援や育児支援等の介入内容の標準化などの取組が重要である。

### 3. こども

○乳幼児健診については、実施率の向上のみならず、健診の質の確保を重視すべきであり、効果やこどもの転帰を検証するため、精度管理や評価の位置づけを明確化することが重要である。

# こどもまんなか実行計画2026の策定に向けた 「社会的養育・家庭支援部会」意見書

## 1 在宅等への支援について

- こどものパーマネンシー保障のために、都道府県（児童相談所）のほか、市町村、里親、入所施設等の関係者が、それぞれの役割を踏まえた上で認識を共有し、その理解を広げ深める取組が必要である。

## 2 里親等への支援について

- 里親支援センターとともに里親等への支援を行うため、ピアサポートの推進や、当事者団体との連携も必要である。
- 里親等委託率の向上に向けた取組を進めている今こそ、ケアニーズが高いこどもへの支援の在り方が課題として顕在している状況も踏まえつつ、「里親」のあり方等を検討していく必要がある。
- 里親制度の更なる普及のためには、日常生活の中で里親が理解されていることが分かるような環境、関係性による支えが必要である。自身の所属する会社や地域、こどもの通う学校において、里親が理解されていることが分かる環境をつくる必要がある。
- 里親養育において、養育不調による委託解除を防ぐためにも地域も巻き込んだ養育チームをどう作っていくか、その方法を具体的に示す必要がある。
- 里親支援センターの質的、量的充実を担保するため、里親支援センター及び第三者評価機関の人材の養成について十分な取組が必要である。

## 3 施設養護への支援について

- 児童養護施設等については、高機能化及び多機能化・機能転換を図る中で専門性向上に向けた取組を進めることが必要である。

## 4 人材の確保・育成・定着への支援について

- 社会的養護に関わる人材確保のためには、その仕事に就きたい、職員になりたいと思うことが重要であり、関係省庁とも協力して、中高生の段階から、社会的養護の分野に触れる機会を設けていく必要がある。
- また、人材育成に当たっては、多様化するこどものニーズを踏まえ、より専門性の向上や多職種連携や多機関連携をテーマとした研修の実施も必要である。

## 5 こども施策全般について

- こどもの最善の利益のため、こどもの声（行動からの読み取りも含め）を、誘導せず、こどもの年齢及び発達の程度に合わせて聴くことなど、「こどもの意見を聴く」取組を、全ての施策の前提として行うことが必要である。

## こどもまんなか実行計画 2026 の策定に向けた

### 「児童虐待防止対策部会」意見書

○ こども家庭審議会児童虐待防止対策部会は、児童虐待防止対策に関する調査審議等を所掌しているところであり、この観点から、「こどもまんなか実行計画 2026」の策定に向けて、以下のとおり、本部会における意見を申し上げます。

※ 本資料は、児童虐待防止対策部会委員に対し意見照会を行い、事務局の責任において一部整理した上で、意見を列挙したものの。

(児童虐待防止対策等の更なる強化)

- 「こどもまんなか社会」の実現に向けて、児童虐待の防止は重要な課題である。こども家庭センターの統括支援員は、母子保健と児童福祉双方の役割を理解し、一体的支援を推進する中心的な役割を担っており、統括支援員の養成がこども家庭センターとしての組織力の向上につながるものと考えられる。また、こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する職員を配置し、統括支援員とこども家庭ソーシャルワーカーが協働することで、更なる支援体制の強化につながるため、こども家庭ソーシャルワーカーの必置化やそれに伴う財政支援が求められる。サポートプランを活用した包括的・継続的支援の実践内容の情報提供や研修を充実させるとともに、その実践や地域の包括的支援体制づくりの中核を担うこども家庭センターに、こども家庭ソーシャルワーカーの配置を義務化し、支援体制を強化することも必要である。
- 児童虐待の予防の観点から、家庭の問題が深刻化してから対応するのではなく、こどもや保護者の困りごとを早期に把握し、地域の支援につなげる体制の強化が重要である。乳児期の1か月児健診や就学前の5歳児健診など、こどもと家庭の状況を把握する機会が拡充されたことは、児童虐待の一次予防の観点からも重要である。また、虐待の有無のみを確認するのではなく、全てのこどものWell-Beingの視点を共有する観点から、保健、医療、福祉、教育などの関係機関が連携し、こどもの健やかな育ちを支える地域の支援体制の強化が図られることが必要である。
- こども家庭福祉分野の人材不足解消には、児童相談所だけ、施設だけで人を増やそうとしても難しく、より大きな枠組みでの人材確保を考えることが必要である。若者が希望を持てる専門資格として、こども家庭ソーシャルワーカー資格が発展することや、一度就職したらずっとその機関や組織で働き続けるのではなく、希望すれば他の機関や組織を行き来し、こども家庭福祉の領域での仕事を続けられるようにするという発想が必要である。
- 都道府県と市町村、民間機関など関係者が目指す社会的養育の重要な軸の一つがパーマネンシー保障であり、その周知が必要である。特に、市町村が実施する家庭支援の必要性と重要性

の理解を広げることが必要である。

- 出生後の早い段階で、親や養育者との安定したアタッチメントを保障する取り組みを全てのこどもを対象に実施することが必要である。

(こども施策に関するデータの整備、エビデンスの構築)

- 社会調査の方法論の観点を抑えた設計に基づき、こどもが置かれた状況についての調査研究を行うことが必要である。科学的検証に耐えうるデータを作っていくこと、それを二次利用可能な者としてさまざまな研究者に開いていくことが、これからの社会を担うこどもの未来のために大切である。

## 「こどもまんなか実行計画 2026」の策定に関する

### 障害児支援部会委員の意見（案）

#### **P4 障害児、医療的ケア児等の特性に応じた支援の推進**

- 「児童養護施設には一定数の障害児がいることから、障害児入所施設、児童発達支援センターとの連携を図ること」という文言を記載してほしい。
- 「強度行動障害のあるこどもへの支援の推進をすること」という文言を記載してほしい。
- 障害児等の支援の推進として、地域ケアシステムの構築など、システムとして機能するインクルーシブなまちづくりが必要であることについて記載してほしい。
- 医療的ケア児の支援として、成人移行期のあらゆる社会資源が不足しているため、児と者の壁を緩やかにするための支援と課題意識を記載いただきたい。

#### **P34～ 障害児支援・医療的ケア児等への支援**

##### **地域における障害児支援体制の強化とインクルージョンの推進**

- 「児童発達支援センターの機能強化」という文言があるが、児童発達支援センターのみでの取り組みではないと考えられるため、「児童発達支援センターまたはそれと同等の機能を有する体制の整備強化」や「児童発達支援センターまたはそれと同等の機能を有する体制を強化する」のような文章にしてほしい。
- 医療的ケア児は虐待・ネグレクト等のハイリスク要因を抱えており、「社会的養護の必要な医療的ケア児」が制度の狭間に落ちている。障害福祉、児童養護領域、医療・福祉の連携強化によって、重複困難を抱える障害児・医療的ケア児を含むすべてのこどもたちが家庭的な環境で養育される権利保障と選択肢の拡充、インクルージョンの真の社会実装についても考慮・検討して欲しい。

##### **専門的支援が必要な障害児等への支援の強化**

- 専門的支援が必要な障害児等への支援の強化として、医療的ケア児等の保育所利用希望並びに利用件数が急増しており、地域小学校への就学・学童利用にもつながっている状況があることから、インクルージョンをより一層推進する観点から、保育所等の体制整備の中に、保育園で雇用する看護師・保育士に対する医療的ケ

ア研修・人材育成研修モデルの構築の観点を加えて欲しい。また、医療的ケア児等の状態や体調に応じたより柔軟な併行通園を推進して欲しい。

- 「強度行動障害のこどもについては、中核的人材の配置や広域的人材を活用し、丁寧なアセスメントを進め、環境調整を行う」という文言を追加してほしい。

#### **家族支援の充実、障害の早期発見・早期支援、関係機関の連携等**

- 家族支援の充実、障害の早期発見・早期支援、関係機関の連携等として、「家族会等によるピアサポートの活用」及び「きょうだい支援の重要性（小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の活用推進）」の文言を追加してほしい。

#### **それ以外**

- 医療的ケア児については、避難行動要支援者として防災部局との関連なども必要であり、親が安心して生活できる基盤づくりを目指すことが重要。

#### **障害のあるこども・若者の学びの充実**

##### **インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組**

- インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組として、「通常学級を含む教員の専門性の向上」という文言を追加してほしい。
- インクルーシブ教育システムの実現に向けた取り組みについて、実行計画 2025 においては関係機関との連携はできていることを前提とした記載ぶりとなっているが、連携をより上げることが課題となっている。  
このため、関係機関と連携を密に取っていくことや、連携をとりやすくするための制度的な工夫、手続的な工夫を検討する、という旨を記載してほしい。
- インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組について、医療的ケア看護職員を含む  
多様なスタッフ確保・活用の具体的な施策として、看護学部における学校看護師養成カリキュラムの実施や学校看護師のキャリアラダー構築のモデル事業も検討してほしい。
- 一般就労を希望する障害児者に対する就労支援の記載はあるが、高等教育における一般  
受検を希望する障害児者に対する就学サポート・支援についても、下段のインクルーシブ教育システム実現の取組に記述を挿入して頂きたい。

### **学校卒業後における障害者の学びの支援推進**

- 学校卒業後における障害者の学びの支援推進において、「生涯学習の視点も含め」という文言を追加してほしい。

### **不登校の子どもへの支援体制の整備・強化**

- 不登校の子どもへの支援計画について記載してほしい。

### **P106～ 障害児支援における人材育成・確保等**

- 障害児支援における人材育成・確保として、令和7年度に行われた「障害児支援における人材育成に関する検討会」報告書を基にカリキュラムの周知や教材の作成する」という文言にしてほしい。
- 障害児支援における人材育成・確保等について、インクルージョン推進のために、子どもの育ちを理解した上での障害特性の理解や、社会全体で障害児も支えるための地域支援・移行支援、IPE（専門職連携教育）及びIPW（専門職連携実践）の視点からの多職種共通項目など、相互リンケージを重視した人材育成プログラムの策定について、実行計画2026と連動しながら進めてほしい。
- 障害児支援における人材育成・確保等として、「研修体系の構築」を「卒前教育を含めた研修体系の構築」と修正してほしい。

### **P117～ 障害児支援・医療的ケア児等への支援 令和7年度～11年度スケジュール**

- こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供という目的を達成するためには、厚生労働省における目標などの関わりが見え難いため、母子保健施策、障害者施策、難病対策、自殺対策などとの関連についてどのように展開するのかを明記してほしい。

### **P141～ こどもまんなか実行計画の施策の進捗状況を検証するための指標**

- 「都道府県・市町村・広域連携で設置されている「医療的ケアの協議の場」の開催頻度」を指標に追加してほしい。
- 「改正災害対策基本法における要支援者として個別避難計画作成が自治体に義務づけられている医療的ケア児の個別避難計画策定率」を指標に追加してほしい。

### **こどもまんなか実行計画について**

- EBPM や PDCA を推進するのであれば、長期ゴール・短期ゴールを数値化・可視化できる範囲で作成し、それに対する達成状況を評価する形が望ましい。施設の設置・人員の育成といったプロセス指標とともに、サービスを受ける子どもの人数やサービスの質に関し、研究的なエビデンスを基に数値化・可視化し、PDCA で評価していくことが必要である。

## こどもまんなか実行計画 2026 の策定に向けた主な意見 (こどもの貧困対策・ひとり親家庭支援部会)

令和7年5月～令和8年3月に開催した部会、ひとり親家庭支援ワーキンググループ及びこどもの貧困対策推進ワーキンググループにおける議論について、以下のとおり整理した。

### こども・若者の意見、支援へのアクセス

- こども・若者が自分で相談できる環境や、こども・若者が気持ちを聞いてもらえる場所が必要。親や学校の先生とは違う価値観や考えに触れることも重要。
- 自ら声を上げにくいひとり親家庭や社会的養護下にあるこども・若者の声を反映させる仕組みを検討することが必要。
- こども・若者自身が情報にアクセスできない場合や貧困を自覚していない場合があることや、物理的な距離や交通手段の有無、家を離れられない事情などにより、支援にたどり着けない点が課題。また、こどもの権利の実装が不十分。こどもの権利自体の理解浸透、自分が支援の対象であることへの気づきを促すことや声を上げる方法の周知、相談先の理解を育む資質・能力を学校教育の中に位置づけるべき。

### 所得を始めとした世帯の状況に応じた支援

- ひとり親家庭の困難度は階層的であり、就労・生活・住まい支援等を階層ごとに検討することが必要。
- 低所得のひとり親の中でも特に所得が低い層が増えており、自立途中の中間層だけでなく、こうした層に対する更なる支援が必要。
- 低所得のひとり親世帯に対しては、就業支援や現物給付だけではなく、重篤な状態に至る前段階から信頼できる支援者との関係を築き、伴走型支援をすることが必要。自治体行政への不信を持っている場合もあることから、自治体の対応力の改善・向上も必要。
- ひとり親家庭の親とこどもの健康状態は家庭の状況に大きく影響するため、健康問題から生じる複合的な困難に対し、制度や事業においてきめ細かく対応できるようにすることが重要。
- ひとり親家庭かにかかわらず、こども期の衣食住困難経験が若年期の家賃滞納・医療受診困難・食料不足などを大幅に増やすという貧困の連鎖が続いている。若者に対する経済的支援や相談体制の確立・周知が必要。また、親に障害があるなどの理由で困窮している場合もあり、ふたり親家庭も含めた困窮家庭のこどもへの支援が必要。

- 父子家庭の実態と支援が見えにくいいため、適切なアセスメントと父子家庭の実態把握、男性の生きづらさに関する意識啓発が必要。孤立とジェンダーバイアスが重圧となる現状の是正と前向きな社会的メッセージの発信を行うべき。

## **生活・子育て支援**

### **(学習・教育支援)**

- 学習支援の現場では送迎が最大の課題。郊外では送迎がなければ参加できない家庭が多く、根本的なアクセス格差が存在する。同じく部活動の地域移行でもアクセス格差の問題があり、制度的支援が必要。
- 不登校の増加も踏まえ、教育と福祉の横断支援の基幹人材として教育委員会・学校にSSWを常設、必置化すべき。また、SSW、SGについて増員だけにとどまらず、教育委員会や学校内における立場を明確に規定し、保護者に対する支援における役割を制度的に担保することが不可欠。
- 高校中退後に支援網から外れる若者や、通信制高校に通う高校生は自治体による支援から漏れることから、マイナンバー制度の活用による就学支援制度の利用状況や、高校側からの中退者情報の共有などにより、基礎自治体が把握できる仕組みを整備し、義務教育後の切れ目ない支援を図ることが必要。
- 学習支援が教科学習に偏ることで本来届くべき「最も困難な層」への働きかけが弱まらないよう、関係機関と連携した丁寧な支援に力を入れるべき。
- 経済的困難に直面している大学生・専門学生は、学費以外にも経済的支援を必要としている実態があり、こうした若者への支援も必要。

### **(住まいの支援)**

- 清潔で安全な住環境が生活の基盤であり自立の起点だが、特に母子家庭は住宅探しや住み替えで障壁が多い。従来の制度に捉われない柔軟な住まい支援とDV等のトラウマを抱えた心のケア、伴走支援、キャリア相談などを一体として行うことが必要。

### **(食の支援)**

- 栄養不足はこどもの成長に深刻な影響を及ぼすため食の支援が重要。夏の熱中症リスク上昇も課題であり、長期休暇中は学校の空き教室開放等による居場所の確保や昼食提供の実施が必要。食支援はアクセスの観点からも、放課後児童クラブや学校等のこどもが行き慣れた場所で安価に提供するのがよい。また、こども食堂等に来られないこどもに対する支援として個別家庭への経済的支援や現物給付も必要。
- こども食堂を経済的に困窮する世帯のこどもに限らず、例えば長期休暇中に家で一人で過ごしている子など様々な困難に直面することも達が利用できる場所として、学校やこども家庭センターからも周知したり、体験利用で敷居を下げることが必要。

## **就業支援**

- 就業による自立支援に当たっては、困難度に応じて入口段階での客観的かつ丁寧なアセスメントと伴走がその後の行動変容につながる。民間団体の自立支援の好事例を国・自治体での政策に活かすべき。その際、民間団体の有する資格や発揮する専門性を踏まえて、支援の対象や分野ごとに、有効な支援方法を検証することも重要。
- 能力を発揮できる潜在層に対しては、将来的なライフプランを描いた上で正規雇用に向けた意識改革・定着支援を行う等、中長期的にキャリアを組み立てる視点で就業支援と伴走を行うことで収入増を目指す仕組みが必要。
- キャリア中断はひとり親になった際の安定収入確保の障壁になる。女性のキャリア継続を後押しする取組が長い目で見たときに、ひとり親が自立できる社会の実現につながる。
- ひとり親家庭の生活安定のためには、心理的余裕を確保しつつ、こどもの成長段階などにも応じた個々のペースに寄り添った支援と働き方の柔軟性が必要。入口でのアセスメントでひとり親家庭の生活全体を考慮して一緒に考える伴走型の支援が重要。

## **養育費、親子交流、離婚後の子の養育**

- 養育費の受領率向上の取組を加速させる必要がある。経済団体や企業にも周知し、世の中全体で流れを作っていくべき。
- 養育費受け取りによる想定外の不利益が生じないように、児童扶養手当の所得制限限度額の算定では生計維持の実態を見て扶養親族を判断する等、適切な運用を徹底すべき。
- 親子交流については、費用負担の問題や当事者の不安に寄り添う運用が求められる。
- 離婚後の子の養育について、こどもの心身の状態やこどもの意見が適切に反映される仕組みを整える必要。

## **経済的支援**

- 物価高騰により低所得のひとり親家庭の状況がますます厳しくなっている。現金・現物給付や、児童扶養手当の所得制限限度額の引上げ等の拡充が急務。

## **全体に共通する項目**

(支援を確実に届けるために)



こども家庭庁 基本政策部会 こども・若者参画及び意見反映専門委員会  
意見書

令和8年4月1日

こども・若者社会参画及び意見反映専門委員会では、令和7年度中に3回の議論を行ったところ、この議論を踏まえ、こどもまんなか実行計画 2026 の策定に向けて、以下のとおり、意見を申し上げる。

1. こども・若者★いけんぷらすの充実

こども・若者の意見を施策の立案・検討に活かすために、引き続きの実施・取組の充実が求められる。例えば、東京以外での開催を行うことで、地域での参画機会を増やすべきであるほか、こども・若者発案のテーマについても実施を行うことが必要。

またファシリテーターについては、ファシリテーション力の向上のための技量向上を行うべきである。さらに資料については、引き続きこども・若者目線で分かりやすい資料作りが必要であり、その蓄積されたノウハウは、自治体や他府省庁へも広く公開するべきである。

2. 審議会等のこども・若者委員の登用促進

こども・若者の社会参画をさらに普及するために、さらなる登用促進が求められる。各府省庁での登用が促進するよう、各府省庁への働きかけを行うとともに、登用状況に関する追跡調査を行う必要がある。自治体での登用については、引き続き積極的登用を呼びかけるとともに、自治体の審議会等の若者委員の交流会も行い、横のネットワーク作りに努めるべきである。

3. 自治体での更なる取組の促進

こども家庭庁は、自治体に対し、更なる取組の促進を行うための職員向け研修や自治体担当官の事例共有会を実施することが求められる。並行して、自治体で独自に行う新しい取組についても把握に努めて多様な事例の発信を進めるべきである。

またファシリテーターの養成を続けてさらに進めていくほか、自治体の首長に向けて幹部による積極的な働きかけを引き続き行うべきである。

こども意見サポート事業による希望自治体への伴走支援を行うことも大事だが、次の段階として、「点から面へ」、自治体の継続的な取組の輪を広げていくほうに力を入れていくべきである。

以上